

2014年度
改訂版



ごみの出し方 ハンドブック

ごみ処理のしくみ

1・2

可燃ごみ

3~6

不燃ごみ

7・8

プラスチック製容器包装

9~12

粗大ごみ

13・14

資源ごみ

15~22

有害ごみ

23・24

収集できないごみ

25~28

リサイクルの森について

29・30

ごみ品目別一覧表

31~50



ごみ処理のしくみ

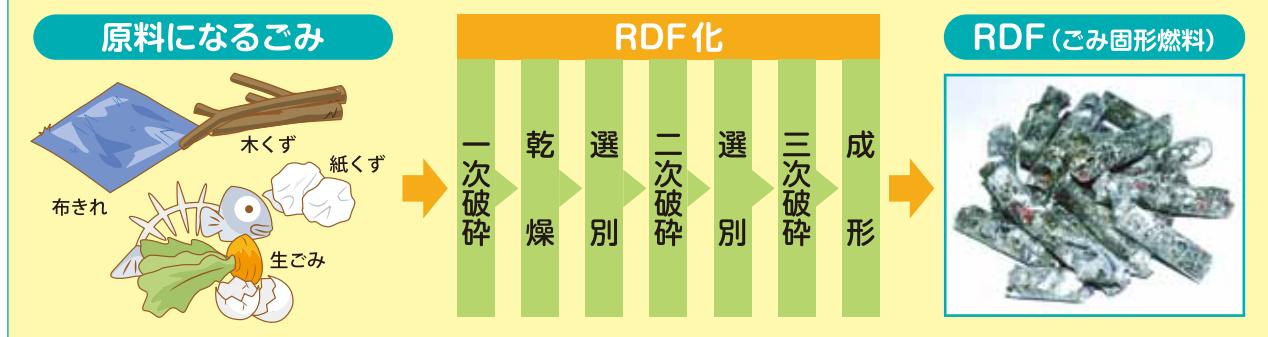
RDF化と徹底したリサイクルに

RDF(ごみ固体燃料)化システムの特徴



■RDFとは…

Refuse (廃棄物) Derived (導かれた) Fuel (燃料) の略で、家庭や事業所から出される生ごみなどの可燃性ごみを破碎・乾燥して不燃物を取り除き、消石灰などの添加物を加えてクレヨン状に押し固めたものです。給湯、冷暖房、発電用の熱エネルギーとして使用されます。



より、資源循環型社会を推進。

リサイクルプラザの目的

ごみ減量化のキーワードは“3つのR”



資源品



不燃・粗大ごみ
一般搬入の資源ごみ

今まで、私たちは大量生産・大量消費を繰り返してきました。その結果、環境への負荷を増大させてきました。このような問題を解決するためには、ごみは資源という観点に立ち、リサイクルなどを積極的に進め、循環型社会を形成していかなければなりません。それを実現していくのが、当施設の役割です。



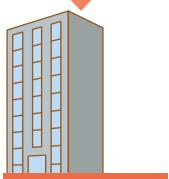
再生品



再生工場



製品



メーカー

可燃ごみ(もやせるごみ)

出せる もの 主な品目

プラスチック製品

※容器包装プラスチックを除く

- ポリバケツ、
ポリ容器
- CD・DVD
(プラケースも「可燃ごみ」です)
- 子ども用おもちゃ
- 歯ブラシ
- 輪ゴム

台所ごみ



- 生ごみ
(残飯・調理くずなど)
- 貝殻



ゴム製品

- 長ぐつ



- 輪ゴム

紙製品

※再生可能なものを除く

- 紙くず
- 紙おむつ
(汚物はトイレへ)
- トイレットペーパー・
ラップの芯



食品の付着のある紙箱など

- 焼きそば・たこ焼きなどの箱で
食品の付着があるもの
(可能な限り、食品を取って
「資源ごみ」に出してください。)



布製品

- ぬいぐるみ
- 軍手



木製品

- 木づち
- 積み木



その他

- 生花・草木・枯葉
- 乾燥剤・保冷剤



出したいたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

**必ず
可燃物用指定袋で
出してください!**

可燃物用指定袋に入らない場合は
粗大ごみとして出してください。



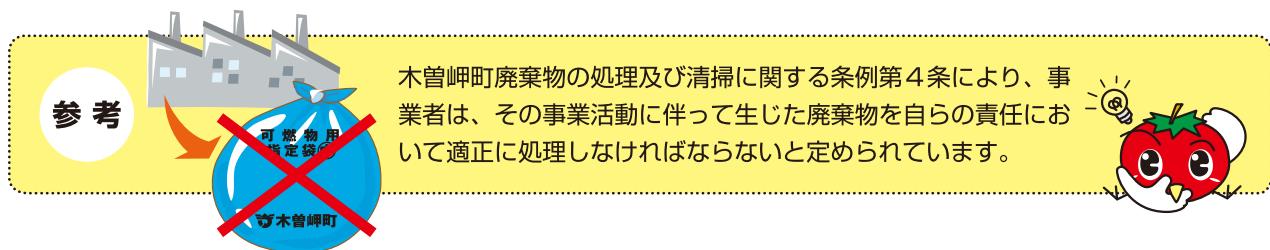
- 生ごみは、十分水切りをしてください。
- 紙おむつは汚物をトイレで流したうえで出してください。
- ひも類などの長いものは、長さ 50cm 以下に切って出してください。
- 長いものや幅の広いもので長さ 50cm 以下または 50cm 角以下に切れないものは「粗大ごみ」扱いとなります。
- 「資源ごみ」として出すことができない布類で幅の広いものは、50cm 角以下に切って出してください。
(ひもなどで縛らないでください)
- 金属などの不燃物は取り除き、絶対に入れないでください。
- 木材(枝を含む)類を「可燃ごみ」として処理する場合は、長さ 50cm 以下、太さ 5cm 以下にして出してください。
- 草木についた土は取り除いてください。

収集日 A地区…月・木曜日
B地区…火・金曜日

事業系ごみは町の収集には出せません

町が収集するごみは、町内の一般家庭から排出されるごみに限られています。このため、事業所から排出されるごみ（事業系一般廃棄物）は、たとえ町の指定袋を使用したとしても出すことはできません。桑名広域清掃事業組合の清掃工場に直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬業の許可業者（住民課にお問い合わせください）に委託するなどして適正に処理してください。

なお、事業所が使用するごみ袋は、異物が混入していないか確認できるよう透明な袋に限定しています。透明であれば市販の袋で構いませんので、スーパーなどで購入して排出してください。



野外焼却は原則禁止です！

庭先や空き地などでごみを焼却することは、有害なダイオキシン類の発生が懸念されるとともに、煙や悪臭などにより周辺の生活環境に多大な悪影響を及ぼすため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止されています。

ごみは個人で焼却せずに、町指定のごみ袋に入れて適正に処理するようにしましょう。



～例外とされる廃棄物の焼却例～

河川敷の草焼き、道路沿の草焼き、災害などの応急対策、火災予防訓練、大晦日や正月のしめ縄・門松などを焼く行事、焼き畑、あぜの草や下草の焼却、農家における収穫後の苗の焼却、魚網にかかったごみの焼却、落ち葉焚き、焚き火 など

※事前に消防署へ連絡するなど、周囲に迷惑のかからないように行ってください。

※例外とされる場合でも、周囲の生活環境に悪影響を及ぼす焼却は禁止です。

可燃・プラスチック製容器包装・
粗大ごみに分別して一般ごみへ

紙類・布類・ペットボトルなどは
資源ごみ回収や廃品回収へ

残飯などの生ごみはコンポストや
生ごみ処理機で堆肥化へ

生ごみの水切りは、しっかりと!

可燃ごみで最も多いのが生ごみで、その大部分は水分といわれています。生ごみの水分は腐敗を促進させ、悪臭の原因となります。生ごみを出す際は、次のことを徹底しましょう。

① できるだけ水に濡らさない

シンク内の三角コーナーや排水口内の水切りかごに入れると、水分をたくさん含んでしまいます。できるだけ水に濡らさないよう心掛けましょう。



② しぼって乾かす

お茶がらやティーバッグは多くの水分を含んでいます。しぼつたり乾燥させてから出しましょう。



③ ごみ出し前にひとしぼり

たまつた水分を「ぎゅっと」しぼつてから出しましょう。



水切りすると…

嫌な臭いが減って 集積場が清潔に!

生ごみから出る汁で集積場が汚れたり収集車から道路に漏れ出ることもなくなります。



ごみが軽くなって ごみ出しあり!

収集車への積み込みもスムーズになり、効率的に回収できます。



ごみを乾燥させるため の費用が軽減される!

水分の多いごみは処分場で乾燥するために多くの燃料を消費します。水切りは燃料代の節約につながります。



生ごみ処理機等の購入補助について

町では、家庭から排出される生ごみの減量化のため、家庭用の生ごみ処理機及びコンポスト容器購入者に対し、補助金を交付しています。

積極的に活用し、生ごみの減量化にご協力をお願いします。

種類	生ごみ処理機	コンポスト容器
数量	1台	2基
補助金額	上限 20,000円	上限 4,000円/基

※いずれも購入金額の1/2以内となります。

●対象者 木曽岬町に住民登録されている方

●申請方法 領収証を添付の上、申請書を役場住民課へ提出してください



雑紙は資源ごみへ出しましょう

可燃ごみのうち、生ごみに次いで多いのが紙類です。この紙類は、分別することでリサイクル可能な「資源ごみ」として出すことができますので、ご協力をお願いします。



雑紙(ざつがみ)とは、
具体的に以下に示すのものをいいます。
これらは「資源ごみ」として
出してください!

ティッシュボックス



取り出し口のビニール部分は取り除いて可燃ごみへ

封筒



窓付き封筒のセロハン部分は取り除いて可燃ごみへ

カレンダー・ポスター



金具・ビニールやプラスチックなど紙以外の部分は取り除いて可燃ごみや不燃ごみへ

紙箱(食品等の空き箱)



汚れのひどいものは可燃ごみへ
注) 和菓子等の菓子箱は段ボールとして回収しています

パンフレット・はがき



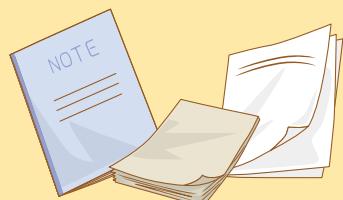
ビニール加工してあるものは可燃ごみへ

紙袋・包装紙



持ち手が紙以外の場合には取り除く
袋本体がビニール加工してあるものは可燃ごみへ

ノート・メモ用紙・プリント類



金具・ビニールやプラスチックなど紙以外の部分は取り除いて可燃ごみや不燃ごみへ

※シュレッダーした紙類は資源ごみとして出せませんので、可燃ごみとして出してください。

シュレッダーした紙のほか、
紙コップなど水に溶けない加工が
してあるものも出せないんだよ。



不燃ごみ(もえないごみ)

出せる もの 主な品目

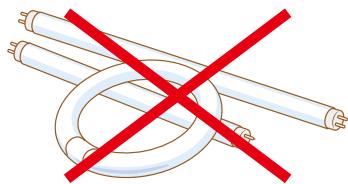
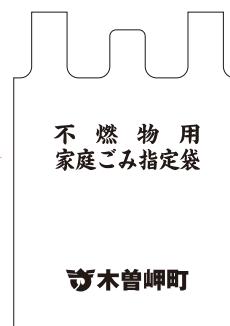


出したいたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

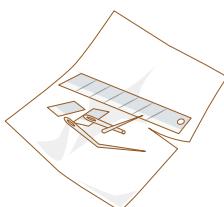
**必ず
不燃物用家庭ごみ指定袋で
出してください!**

不燃物用指定袋に入らない場合は
粗大ごみとして出してください。



蛍光管は「有害ごみ」として
出してください。

- アルミ缶やスチール缶は「資源ごみ」として出してください。
- 割れたガラス、針、刃物など危険なものは、紙に包んで出してください。
- 木、紙、布、プラスチックの部分はできるだけ「資源ごみ」または「可燃ごみ」へ出してください。



収集日 月2回
第1・3水曜日

小型家電品の分別回収について

従来まで小型の電化製品は不燃ごみや粗大ごみとして排出していただいていましたが、平成26年4月以降は「資源ごみ」として分別回収を行います。具体的な品目や出し方は15ページを参照してください。

スプレー缶を捨てる際の注意点

カセットボンベやヘアスプレーなどのスプレー缶には圧縮された可燃性のガスが充填されており、この可燃性ガスが残った状態で捨てられると、ごみ収集車やごみ処理施設で圧縮される際に破裂してガスが漏れ、ごみに火花が引火することで燃え上がる火災事故につながります。町での収集業務においても、あわや車両火災となる同様の事故が過去に数回発生しております。このような事故を未然に防ぐため、カセットボンベやスプレー缶などは必ず中身を出し切り、穴を開けてから捨ててください。

なお、ガス抜き作業は必ず火の気の無い風通しのいい屋外で行うようにしてください。

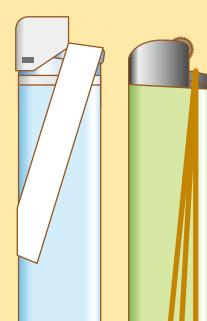


使い捨てライターの処分について

ご家庭で不要になったライターも燃料が残っていると発火の危険性がありますので、処分する際は必ず中身を使い切ってから出してください。

～使い捨てライターのガスの抜き方～

- ① 周囲に火の氣のないことを確認する
- ② 操作レバーを押し下げる（着火した場合はすぐに吹き消す）
- ③ 輪ゴムや粘着力の強いテープで、押し下げたままのレバーを固定する
- ④ 「シュー」という音が聞こえればガスが噴出しているので、この状態のまま付近に火の氣の無い、風通しのよい屋外に半日から1日放置する（聞こえない場合は、炎調整レバーをプラス方向に限界まで動かす）
- ⑤ 念のため着火操作をして、火が着かなければガス抜き完了です
(不燃ごみとして捨ててください)



プラスチック製容器包装

(ペットボトルを除く)

**出せる
もの**
主な品目



左記のマークが表示されているプラスチック製容器包装、
または下欄に掲載されているもの

- マークの表示スペースのないものは、本体など別の場所に記載されている場合があります。
- 商品そのものは「容器包装」ではないので対象外です。「可燃ごみ」として出してください。

ボトル類

※食品や日用品などのプラスチック製のボトル容器
※キャップやふたをはずす



●洗剤・シャンプーなどの容器

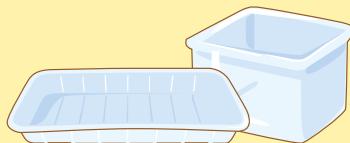


●目薬・うがい薬・化粧品などの容器



●食用油・ドレッシング・調味料・乳酸菌飲料などの容器

トレイ類



●食品などのトレイ
(できるかぎり店頭回収へ)
(発泡トレイは「資源ごみ」へ)



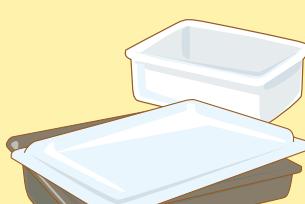
●納豆の容器
●お菓子・のり・カレールウなどの仕切りトレイ

カップ・パック類

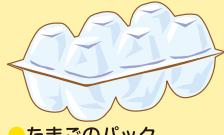
※食料品や日用品のプラスチック製のカップ・パック



●カップ麺などの容器



●コンビニ弁当・豆腐などの容器



●たまごのパック



●乾電池のパック



●薬・化粧品・日用品などのケース

ポリ袋類



●お菓子・冷凍食品・インスタント食品などの袋



●ポリ袋・レジ袋



●詰替用洗剤の袋

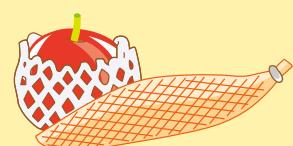


●生鮮食品・カップ麺などの外装フィルム



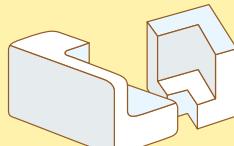
●ペットボトルのラベル

網・ネット類



●果物・野菜などを保護するネット
(金具をはずす)

緩衝材類



●発泡スチロールなどの緩衝材

ふた類



●プラスチック製のふた・キャップ

収集日 水曜日

出せないもの

容器包装でないもの（特に間違えやすいので注意してください）



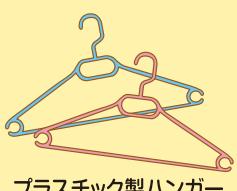
歯ブラシ・洗面器・バケツ



プラスチック食器

おもちゃ
(プラスチック製のもの)

ビニールひも



プラスチック製ハンガー

CD・DVD
CD・ビデオなどのケースまな板・
キッチン用スポンジ

ビニールサンダル

可燃ごみ
(3~6ページ参照)

金属がついているもの



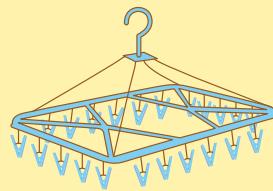
MD



かみそり



ライター



洗濯干し用ハンガー

不燃ごみ
(7~8ページ参照)

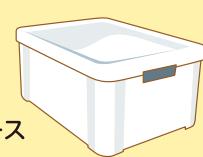
容器包装でない大型のもの



プランター

風呂のふた・
風呂用マット

バケツ



衣装ケース

シート(ブルーシートなど)
※サイズ50×50cm以上粗大ごみ
(13~14ページ参照)

ペットボトル容器(飲料用)

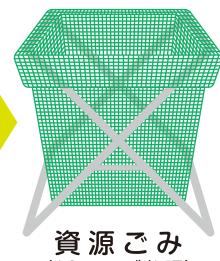
※ラベル・キャップはプラスチック製容器包装ごみになります。



ペットボトル(無色透明)



ペットボトル(色つき)

資源ごみ
(18ページ参照)

分け方の例

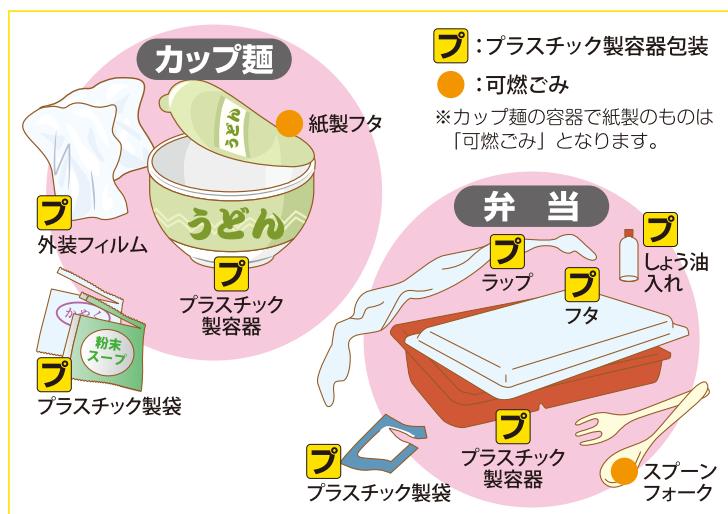
プラスチック製容器包装とは？

商品の中身を出したり、使ったりした後、不要になる
プラスチック製の容器や包装

容器：商品を入れるもの、カップなど

包装：商品を包むもの、袋など

該当しないプラスチック製のものは
可燃ごみへ



参考

「プラスチック製容器包装」は、これらを製造・販売する業者がリサイクル費用の負担をしています。いっぽう、「商品そのもの」や「商品の付属品」は、製造・販売する業者がリサイクル費用を負担していないので、これらを『プラスチック製容器包装』として収集・搬入することはできません。



出したかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

必ず
**プラスチック製容器
包装用指定袋**で
出してください！



在宅医療に伴うプラスチックごみは、
「**プラスチック製容器包装**」として
出さないでください。

※医療機関や薬局へ引き取りを依頼して
ください。



- リサイクルの品質向上のため、汚れているものは洗って出してください。
- 洗っても汚れの落ちないものは、「可燃ごみ」として出してください。
- 紙ラベルは、取れる範囲で取り除いてください。
- 金属が付いているものは、取り外してください。
- ペットボトルは「資源ごみ」として出してください。
- ビデオテープなどのテープ類は「粗大ごみ」として出してください。



汚れの落ちないものは、
「可燃ごみ」へ出してください。



プラスチック製容器包装の出し方

STEP

1



の表示のあるものを分別してください。

ただし、容器本体に表示がない場合もあります。

例えば、お菓子の小袋は、外袋にまとめて表示されています。



STEP

2

中身は使い切り、汚れたものは洗って汚れを落とすか、汚れを拭き取ってください。
(または、汚れている部分を切り離して出してください。)

ただし、洗っても汚れの落ちないものは「可燃ごみ」として出してください。

中身を残さない!

汚れを洗うか
拭き取る汚れ部分を取り除く
(ハサミなどでカットする)容器のキャップを
はずす

STEP

3

指定袋に入れて出してください。

※プラスチック製容器包装品以外のものが袋の中に混じっていると、回収ができませんので注意してください。

袋が二重にならないようにしてください!



(例) ごみを小袋に小分けにし、それを大袋にまとめることなどはしないでください。

注意!

袋の中に
袋を入れない!

参考

プラスチック製容器包装ごみの分別が重要な理由

私たちの暮らしが豊かで便利になることに伴い、使い捨て商品が増え続けています。その結果、ごみは増え、それらがもたらす環境への影響は大きな問題となっています。特に、お菓子の袋や食品が入っていたパックなどのプラスチックやビニール製のプラスチック製容器包装ごみは、家庭から出るごみの多くを占めています。これら「プラスチック製容器包装」をごみとして燃やさず、きちんと分別して「資源」としてリサイクルしていくことが、ごみの減量と環境保護につながります。なお、プラスチック製容器包装は「容器包装リサイクル法」という法律に基づいてリサイクルしています。



粗大ごみ

出せる もの

主な品目



●タンス



●ベッド

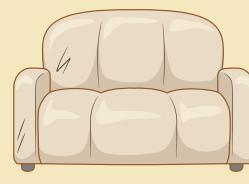


●机

家具類



●イス



●ソファー

自転車類



●自転車



●三輪車

ふとん・じゅうたん類

●掛け布団、
敷き布団、毛布

●じゅうたん

木、剪定材

※可燃ごみ指定袋に入らないもの



●木材、剪定した枝木



●ゴルフクラブ



●雨どい

かばん類(大型)

※不燃ごみ指定袋に入らないもの



●キャリーバッグ



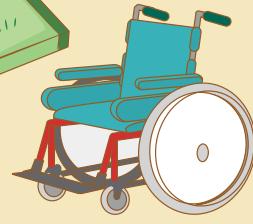
●ゴルフバッグ



●オルガン



●畳



●車イス

その他



出したかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

- 必ず町指定の粗大ごみシールを貼ってください。
- 木くず、剪定材などは長さ1.5m以下に、太さ30cm以下または25cm角以下にして出してください。
- 電化製品は「資源ごみ」として回収しますので、できるだけ粗大ごみには出さないでください。
- ふとん、じゅうたんなどはひもで縛って出してください。
- タンスや机などの引き出しの中身は、必ず取り除いてください。
- 粗大ごみシールは、粗大ごみ1つに1枚貼ってください。
(例) ゴルフバッグとゴルフクラブを出す場合、それぞれに1枚貼ってください。

収集日 A地区…第2水曜日
B地区…第4水曜日

小型家電品の分別回収について

従来まで小型の電化製品は不燃ごみや粗大ごみとして排出していただいていましたが、平成26年4月以降は「資源ごみ」として分別回収を行います。具体的な品目や出し方は15ページを参照してください。

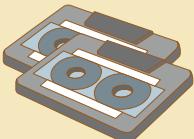
テープ類

参考

テープ類などの長いものを「可燃ごみ」として出すと、ごみ処理施設の破碎機などに絡みついて故障の原因となります。このため、テープ類は「粗大ごみ」として収集します。



●ビデオテープ



●カセットテープ



●ロープ



●メジャー



●インクリボン

出したいたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

- 家庭にある透明の袋に入れ、必ず町指定の粗大ごみシールを貼ってください。
 - 袋に入れるものは、ビデオテープ・カセットテープ・インクリボン・メジャー・ロープ・巻尺など50cmより長いものだけです。他のものが入っている場合は、回収できません。
- ※50cm以下に切れば「可燃ごみ」として出していただいて結構です。



リサイクル家具などの展示販売について

ご家庭から「粗大ごみ」として出された家具類の中で、再利用可能なものを選び、補修・再生した上で定期的に展示販売を行っています。

実施に際しては、町の広報及び桑名広域清掃事業組合のホームページでお知らせします。

※リサイクル家具の状況によっては実施しないこともあります。

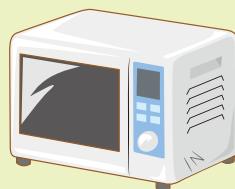


資源ごみ

小型家電品

**出せる
もの**
主な品目

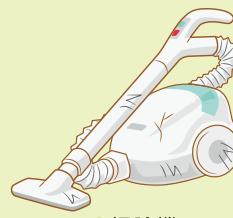
電化製品全般



●電子レンジ



●扇風機



●掃除機



●ドライヤー



●デジタルカメラ



●CDラジカセ



●ビデオ・DVDプレーヤー



●電卓



●アイロン



●ひげ剃り



●ファンヒーター

●ゲーム機器
(ソフト含む)

●こたつ



●時計

出せないもの

家電リサイクル法対象品

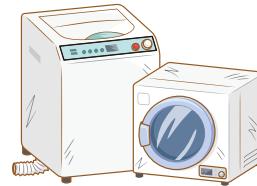
※出し方は27ページを参照してください。



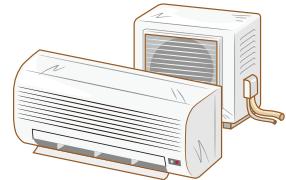
●テレビ



●冷蔵・冷凍庫



●洗濯機・衣類乾燥機



●エアコン

個人情報の含まれる電子機器類

※パソコンの出し方は26ページを参照してください。

※携帯電話やスマートフォンなどは、購入店の回収に出してください。



●パソコン



●スマートフォン・携帯電話



●タブレット端末

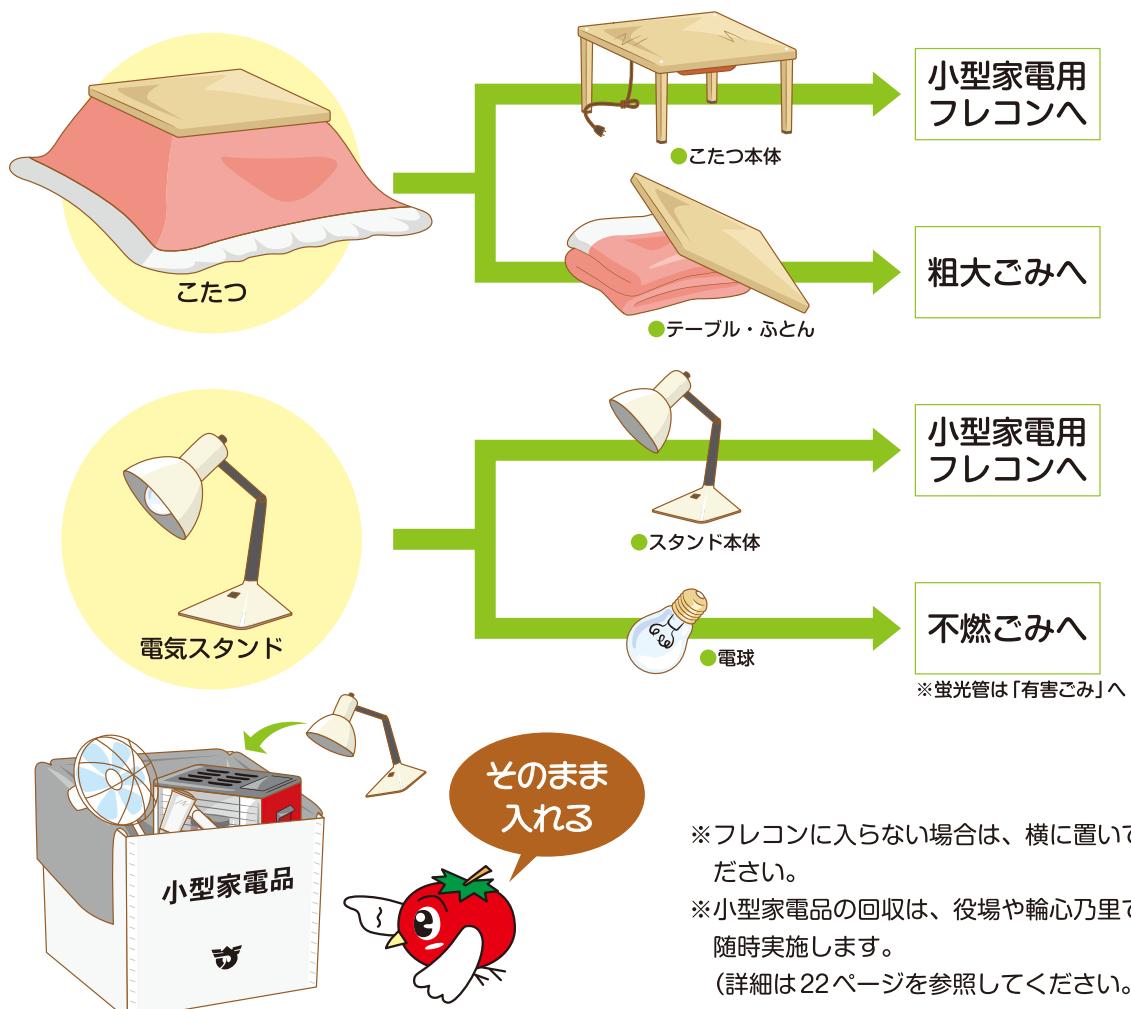
収集日 第4日曜日 又は

役 場：随 時
輪心乃里：月～金(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時
土・日(毎月第4日曜・年末年始を除く) 午前8時～正午
※土・日が祝日の場合も実施します。

出したかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

- 基本的に電気や電池を動力源とする家電品全般となります。
- 家電リサイクル法対象品や個人情報の含まれる電子機器類は出さないでください。
- 小型家電品のフレコンに入れてください。(粗大ごみシールは不要です)
- マッサージチェア等大型の家電品については、フレコンに入れずに付近に置いてください。
- 電池や燃料は抜いてから出してください。
- 付属品は取り除いて出してください。



- ※フレコンに入らない場合は、横に置いてください。
- ※小型家電品の回収は、役場や輪心乃里でも隨時実施します。
(詳細は22ページを参照してください。)

参考

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型家電に含まれる貴金属やレアメタル等の資源の有効利用や有害物質を含む廃棄物の適正処理の確保を図ることを目的に、平成25年4月1日に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)が施行されました。町ではより多くの品目をリサイクルするため、小型家電以外にも広く家電品全般を回収対象としています。



紙類

出せる もの

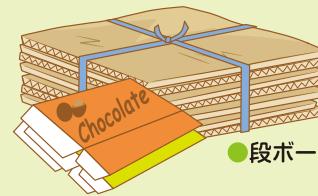
主な品目



●新聞紙

●チラシ
(新聞チラシのみ)

●雑誌・雑紙

●飲料用紙パック
(内側が白いもののみ)

●段ボール・菓子箱

出したかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

新聞紙

- チラシを取り除いて、指定のフレコンへ入れてください。
- フレコンには、ひもを外して入れてください。

チラシ

- 新聞チラシのみ、指定のフレコンへ入れてください。
- フレコンには、ひもを外して入れてください。

雑誌・雑紙

- 雑誌、書籍、新聞広告以外のチラシ、封筒、ハガキ、名刺、プリント類、包装紙、紙袋などを指定のフレコンへ入れてください。
- フレコンには、ひもを外して入れてください。
- 感熱紙、写真、窓の付いた封筒、カーボン紙、ワックス加工紙（紙コップなど）は、出さないでください。

飲料用紙パック

- 内側が白いものに限ります。パックをよく洗い、ハサミで切り開いて乾燥させてください。

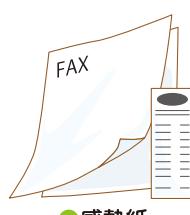
段ボール・菓子箱

- 折りたたみ、ひもなどでまとめて出してください。
- 段ボールの留め具は付けたままで結構です。

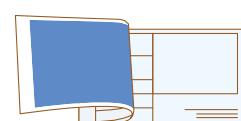
出せないもの



●シュレッダーした紙



●感熱紙



●カーボン紙



●写真



●紙コップ等ワックス加工紙

布類

出せる もの

主な品目



●衣類



●ネクタイ



●タオル類

出しかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

- ボタン、チャック、金属などは、付けたままで結構です。
- 靴下、ストッキング、下着、汚れのひどい作業着、ダウンジャケット、じゅうたんおよび布団、枕、座布団、ぬいぐるみなどの綿の入ったものは対象外です。
- 袋から出してフレコンへ入れてください。



ペットボトル類

出せる もの

主な品目

●ペットボトル
(無色透明)●ペットボトル
(色つき)

出しかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

- 左のマークがついていることを確認して出してください。
- キャップやラベルは取り外して「プラスチック製容器包装」として処理してください。
- 主に清涼飲料、酒類、しょう油の容器が対象です。
- 回収時は、指定のアミ袋に入れてください。

必ず中を
水洗いして出して
ください。



びん類

出せる もの

主な品目



出しかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

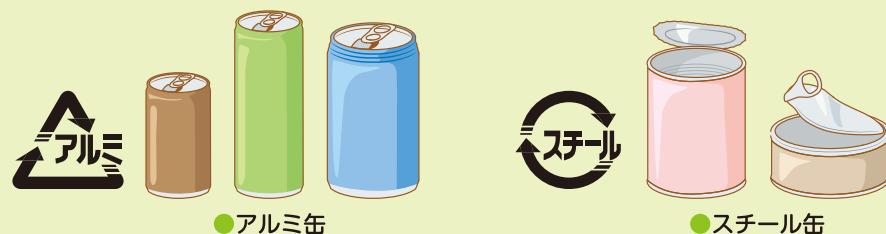
- 一般的に飲料用の容器が対象です。
- ラベルはそのまま結構です。
- 中身はよく水洗いし、指定のフレコンに入れてください。
- 王冠、金属などのキャップは、「不燃ごみ」として処理してください。
- ビールびん、一升びんは、販売店で引取りを依頼してください。
- プラスチックのキャップは、「プラスチック製容器包装」として処理してください。
- 焼酎など陶器製のびんや耐熱ガラス、板ガラス、カップ、ガラス食器、化粧品のびんなどは、「不燃ごみ」として処理してください。



缶類

出せる もの

主な品目



出しかたのルールとマナー

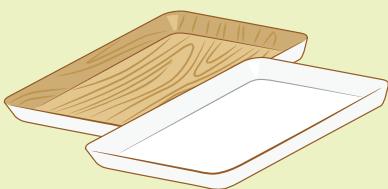
以下の点に注意してください。

- 缶は、識別マーク(上記)で材質を確認してください。
- アルミ製とスチール製の缶(スプレー缶を含む)が対象です。
…(例)ビールやジュースの缶、お菓子の缶、海苔の缶など。
- 中身はよく水洗いし、指定のフレコンに入れてください。
- スプレー缶は使い切り、穴を開けてプラスチック部分を取り外して出してください。
- プラスチック部分は、マークが付いている場合は「プラスチック製容器包装」として、付いていない場合は「可燃ごみ」として処理してください。



トレイ

**出せる
もの**
主な品目



- 家庭用発泡トレイ
(スーパーの惣菜、生ものなどの入ったトレイのみです)

出しかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

- よく水洗いし、乾かしてから出してください。
- 色つき発泡トレイも対象です。
- 仕出し用トレイ(割子など)、透明のトレイ、納豆の容器は対象外ですので、「プラスチック製容器包装」として処理してください。
- 紙ラベルなどは、取れる範囲で取り除いてください。
- 回収時は、指定のアミ袋に入れてください。
- アルミ箔のものは対象外ですので、「不燃ごみ」として処理してください。

廃食油

**出せる
もの**
主な品目



●廃食油

(家庭用のサラダ油、ごま油、菜種油、大豆油、コーン油、サフラン(紅花)油、ひまわり油、オリーブオイルなどの植物油)

出しかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

- バター、ラード、エンジンオイルなどは対象外です。
- ペットボトルや食油の入っていた容器に入れて、ふたをして出してください。
- びんや缶に入れて出さないでください。



台所用品

出せる もの

主な品目

※家庭用のものに限る



出したかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

- アルミ、鉄、ステンレスなどの金属類が対象で、テフロン加工されたものも対象です。
- 一般的に、鍋、フライパン、ボウル、スプーンなどが対象です。
- よく水洗いし、回収時は段ボールなどに入れてください。
- 包丁、土鍋、ハサミ、ホーロー鍋、陶器などは「不燃ごみ」として処理してください。

家庭用農具・家庭用大工用具

出せる もの

主な品目

※家庭用のものに限る



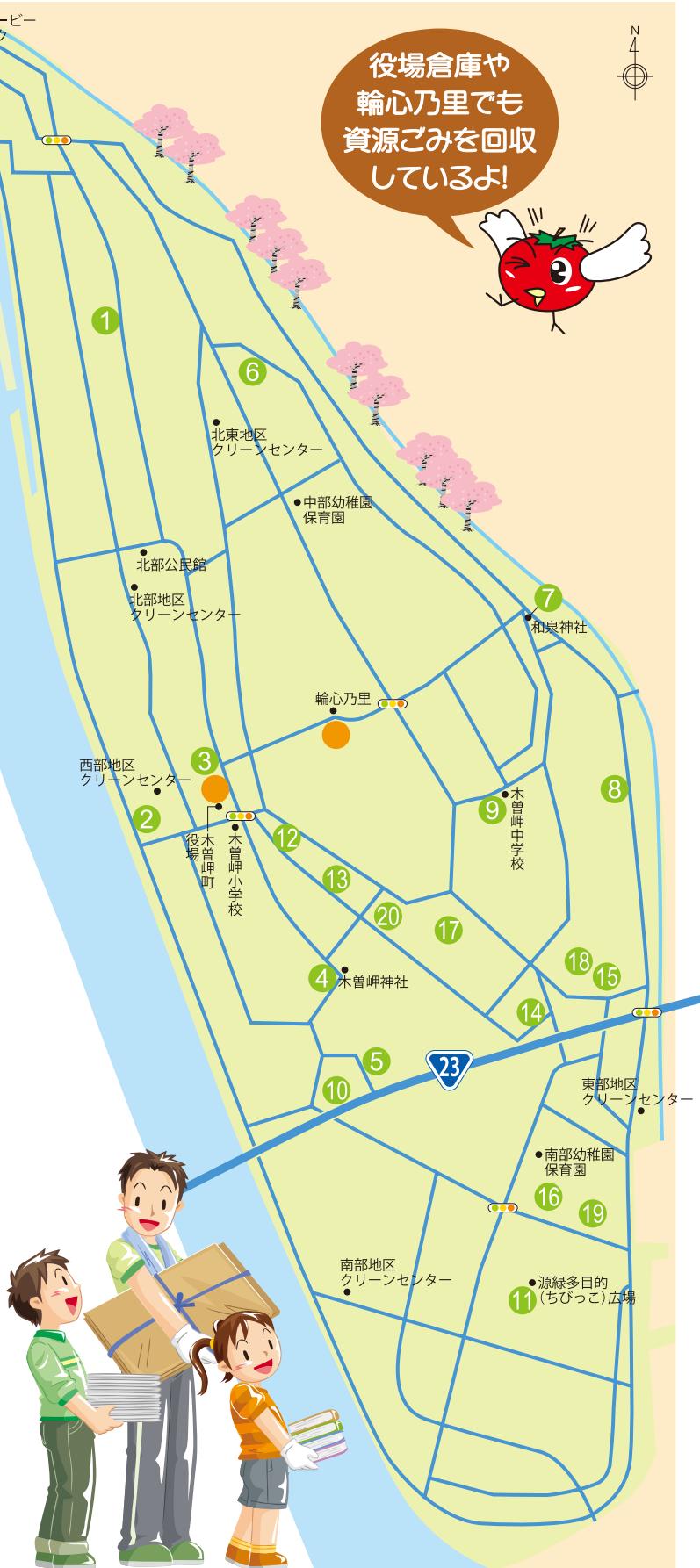
出したかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

- 家庭用の農具・大工用具のみです。
- 一般的に、鍬(くわ)、スコップ、金槌(かなづち)、くぎ、針金、スパナなどが対象です。
- 柄をとる必要はありません。
- フレコンに入れずにまとめておいてください。
- 鎌、ノコギリなどは「不燃ごみ」として処理してください。
- くぎなどの小さなものは袋などに入れてください。

資源ごみ地区別回収場所

	地区名	回収場所	回収時間
①	新加路戸 上加路戸 中加路戸 大新田 外平喜	第1分団 消防小屋駐車場	午前7時00分 ～午前8時30分
②	近江島 田代	近江島神社 防災倉庫となり	午前7時00分 ～午前8時30分
③	西対海地 小林	西対海地 ごみ集積場	午前7時30分 ～午前8時30分
④	脇付 雁ヶ地	木曾岬神社前 駐車場	午前7時30分 ～午前8時30分
⑤	福崎 豊崎 川先	福崎集会所	午前8時00分 ～午前8時30分
⑥	上見入 東見入 下見入 辰高	見入集会所 (多目的センター)	午前7時30分 ～午前8時30分
⑦	上和泉 下和泉	和泉神社前 駐車場	午前7時30分 ～午前8時30分
⑧	富田子	富田子集会所	午前7時30分 ～午前8時30分
⑨	中和泉 小和泉	中学校西側 駐車場	午前8時00分 ～午前8時30分
⑩	西白鷗川	公園	午前7時00分 ～午前8時30分
⑪	白源 下藤里 上藤里 松永	源緑多目的(ちび っこ)広場駐車場	午前7時30分 ～午前8時30分
⑫	栄	公園	午前7時30分 ～午前8時30分
⑬	栄	公園	午前7時30分 ～午前8時30分
⑭	南栄	公園	午前7時30分 ～午前8時30分
⑮	新富田子	公園	午前7時30分 ～午前8時30分
⑯	藤里台	公園	午前7時30分 ～午前8時30分
⑰	中栄	名西自治会 集会所前	午前7時00分 ～午前8時30分
⑱	東富田子	公園	午前7時00分 ～午前8時30分
⑲	なぎさ台	公園	午前7時30分 ～午前8時30分
⑳	第2栄	公園	午前7時30分 ～午前8時30分
	役場倉庫	役場北側倉庫内	隨時
	輪心乃里	輪心乃里車庫内 月～金 (祝日・年末年始を除く) 午前9時00分～午後5時00分 土・日 (毎月第4曜・年末年始を除く) 午前8時00分～正午 年末年始以外は、土・日が祝日の場合も 実施します。	

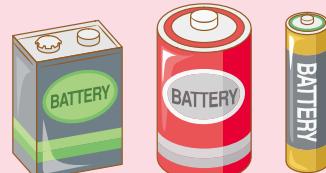


※役場倉庫に出される時は、住民課へ連絡してください。
※輪心乃里に小型家電を出される時は、さくら作業所へ連絡してください。(TEL 68-2760)

有害ごみ

乾電池

**出せる
もの**
主な品目



●マンガン乾電池・アルカリ乾電池

出したかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

- 資源ごみ回収日に一緒に回収します。
- 回収場所に備え付けのコンテナに入れてください。
- 電池類はできるだけ電器店などの店頭回収へ出してください。



出せないもの

- 二次電池（充電して繰り返し使える電池）
(例) ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池 など
- ボタン電池
(例) アルカリボタン電池、酸化銀電池、空気亜鉛電池 など

二次電池のリサイクルについて

二次電池には、ニッケル (Ni) やカドミウム (Cd)、コバルト (Co)、鉛 (Pb) などの希少な資源が使われています。このため、平成13年に施行された「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、電池メーカーや同電池の使用機器メーカー、それらの輸入事業者などが中心となり回収・リサイクルしています。充電式電池には下記のリサイクルマークが表示されていますので、充電式電池リサイクル協力店に加入の電器店やスーパーなどに設置されている「充電式電池リサイクルBOX」に出してください。



ニカド電池



ニッケル水素電池



リチウムイオン電池



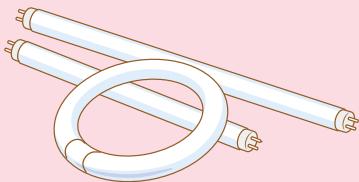
小型シール鉛蓄電池

電池にも
いろいろな種類が
あるんだね。



蛍光管

**出せる
もの**
主な品目



● 蛍光管（直管形、環型、電球形）

出したかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

- 資源ごみ回収日に一緒に回収します。
- 回収場所に備え付けのコンテナに入れてください。

出せないもの

- 蛍光管以外のもの
(例) 白熱電球、LED、ハロゲンランプ、グロー球 など

体温計・温度計

**出せる
もの**
主な品目



● 体温計・温度計
(水銀が含まれるもの)

出したかたのルールとマナー

以下の点に注意してください。

- 乾電池や蛍光管のコンテナには入れず、袋などに入れておいてください。
- 割れないよう紙箱や紙筒に入れるか新聞紙などで包んで出してください。

出せないもの

- デジタル式の体温計や温度計

収集できないごみ

該当する ものの主な品目



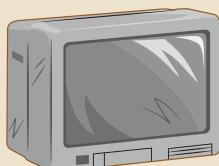
●かわら



●エアコン



●ガスボンベ



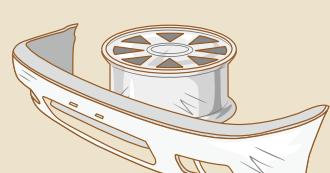
●テレビ



●パソコン



●タイヤ

●車の部品
(ホイール・バンパー等)

●オートバイ



●冷蔵庫・冷凍庫



●洗濯機・衣類乾燥機

家電4品目

- 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、テレビ
.....詳しくは27ページ参照

パソコン

- 家庭系・事業系パソコン.....詳しくは26ページ参照

危険物

- 消火器、ガスボンベ、農薬類 など

処理不適物

- 温水器、浄化槽、浴槽、太陽熱ヒーター、ピアノ、厚鋼板、鉄筋、単車(オートバイ)、バッテリー、タイヤ、廃油(灯油・オイルなど)、ホイール(タイヤ用)、農機具類、農業用ビニール、畔シート、マルチ など

その他

- 土砂、ガレキ、かわら、レンガ、コンクリート、焼却灰、汚泥、事業系一般廃棄物 など

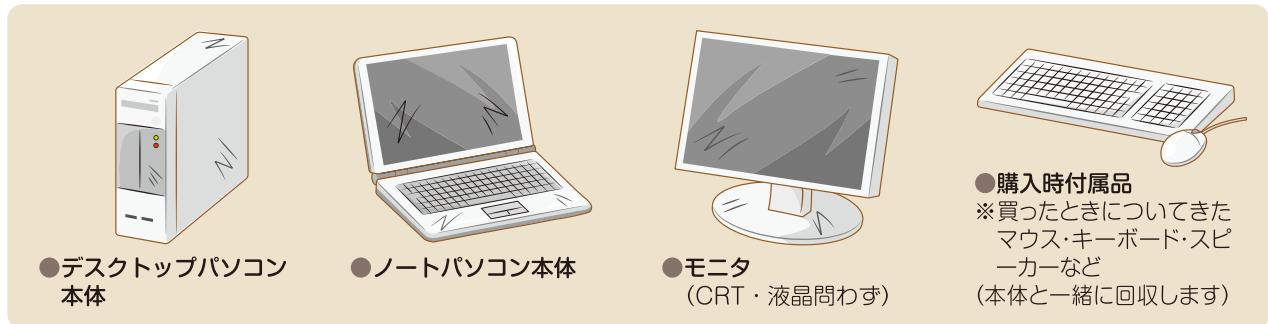
(事業活動に伴い生じる下記のごみなど)

廃プラスチック、金属くず、ガラス、陶磁器くず、食料品製造業者などからの動植物性残渣、パルプ・紙・紙加工品製造業・印刷出版業者などからの紙くず、繊維工業からの繊維くず、建設業者などによる工作物の新築・改築・除去に伴って生じる木くず、コンクリート・レンガ・かわらなどの破片、アスファルト破片、その他法令で指定されたもの など

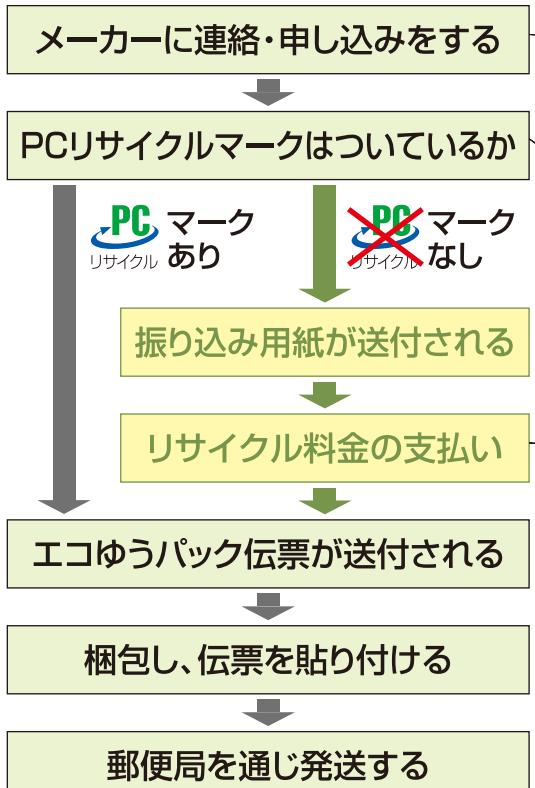
※詳しくは、三重県桑名地域防災総合事務所環境室(0594-24-3624)へお問い合わせください。

家庭系パソコンについて

「資源有効利用促進法」により、メーカーなどが回収・リサイクルします。



上記品目の処分方法



注意点

海外から自己輸入したパソコンや、自ら組み立てたパソコンは、回収・再資源化をするメーカーが存在しません。このようなパソコンの処分については、下欄「パソコン3R推進協会」へお問い合わせください。

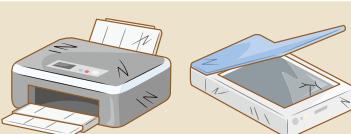


「PCリサイクルマーク」は、平成15年(2003年)10月以降に販売された家庭向けパソコンに貼付されています。

このマークの付いたパソコンは、廃棄時に新たな料金を負担する必要はありません。

リサイクル料金は、各メーカーが製品種別ごとに独自に設定しています。各メーカー及び「パソコン3R推進協会」へお問い合わせください。

対象外となる品目



これらは「小型家電品」として資源ごみに出してください。

問い合わせ先

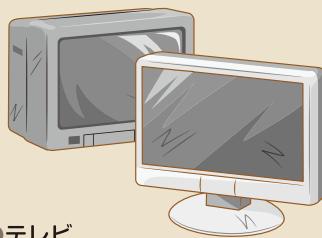
一般社団法人
パソコン3R推進協会
ホームページ
<http://www.pc3r.jp>

各メーカーのパソコン処分のための情報や申込手続き情報、リサイクル料金などが掲載されています。(電話でのリサイクル申し込みはできません。)

TEL 03-5282-7685
FAX 03-3233-6091
受付 月～金(祝日除く)
9時～12時、13時～17時

家電4品目について

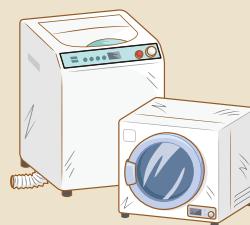
「家電リサイクル法」により、メーカーなどが回収・リサイクルします。



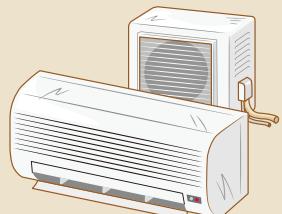
●テレビ
(ブラウン管・液晶・プラズマ)



●冷蔵庫・冷凍庫



●洗濯機・衣類乾燥機



●エアコン

上記品目の処分方法

- ① 以前購入した販売店や、買い換えをする販売店に引き取りを依頼する 原則

$$\text{必要な費用} = \boxed{\text{リサイクル料金}} + \boxed{\text{収集運搬料金(販売店の定める料金)}}$$

※販売店は、過去に自己の店で販売した対象家電の引き取りを依頼された場合、これを引き取る義務があります。

- ② 自自分で指定引取場所に持ち込む

$$\text{必要な費用} = \boxed{\text{リサイクル料金}}$$

(1)処分する家電のメーカー名を確認する。

※テレビの場合は画面サイズを、冷蔵庫・冷凍庫の場合は全定格内容積を確認する。

(2)最寄りの郵便局で家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む。(別途手数料が必要です)

※家電リサイクル券「料金郵便局払込方式」は、郵便局に備え付けられています。

(3)指定引取場所に家電リサイクル券を持参し、家電を引き渡す。

指定引取場所

(三重県北勢地域分)

会社名	住所	電話番号
朝日金属(株)四日市工場	四日市市昌栄町16番11号	059-351-4606
日本通運(株)三重支店四日市ロジスティックスセンター事業所	四日市市新正三丁目7番11号	059-352-4155

- ③ 収集運搬業許可業者に依頼する

$$\text{必要な費用} = \boxed{\text{リサイクル料金}} + \boxed{\text{収集運搬料金(許可業者の定める料金)}}$$

(1)処分する家電のメーカー名を確認する。

※テレビの場合は画面サイズを、冷蔵庫・冷凍庫の場合は全定格内容積を確認する。

(2)最寄りの郵便局で家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を振り込む。(別途手数料が必要です)

※家電リサイクル券「料金郵便局払込方式」は、郵便局に備え付けられています。

(3)収集運搬業許可業者に連絡し、家電リサイクル券と収集運搬料金を支払い家電を渡す。

(4)収集運搬業許可業者が指定引取場所まで運搬する。

※許可業者については、住民課にお問い合わせください。

主要メーカーのリサイクル料金

(平成25年4月1日時点)

対象品目	料金(税抜)
テレビ (ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)	小(画面サイズが15(V)型以下) 1,700円
	大(画面サイズが16(V)型以上) 2,700円
冷蔵庫・冷凍庫	小(内容積が170ℓ以下) 3,600円
	大(内容積が171ℓ以上) 4,600円
エアコン(大小区分なし)	1,500円
洗濯機・衣類乾燥機(大小区分なし)	2,400円

※メーカーによっては、上記の金額と異なる場合があります。

※メーカー別のリサイクル料金の詳細は、家電リサイクル券センターのホームページをご覧ください。

参考

テレビなどの家電製品には、金属などの有用な資源が多く含まれています。そのため、廃棄物の減量化と資源の有効利用を促進するため、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)が制定され、平成13年4月1日から本格施行されています。



違法な不用品回収業者を利用しないでください

最近、空き地でテレビや冷蔵庫などの不用品を無料で回収する業者を見かけますが、安易に引き取りを依頼するのは危険です。これらの業者が回収した家電は、適正にリサイクルされているか確認することができないため、多くは必要な部品を取り除いた後に不法投棄されたり、不適切に処理されていると考えられます。不法投棄された場合、その責任は元の持ち主(排出者)にも及び、撤去費用や原状回復費用などを請求される可能性もあります。また、冷蔵庫やエアコンにはオゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるフロンガス、古いテレビには有害な鉛が含まれているものもあり、適正に処理しないと環境汚染や健康被害につながってしまいます。

深刻な環境汚染を未然に防ぐためにも、対象家電は適正なリサイクルルートで処理しましょう。



家電リサイクル法に関する問い合わせ先

一般財団法人 家電製品協会
家電リサイクル券センター
ホームページ
<http://www.rkc.aeha.or.jp>

家電4品目の処分にあたっての
情報や受付窓口、リサイクル料
金が掲載されています。

TEL 0120-319640
FAX 03-3903-7551
受付 月~土(祝日除く)
9時~17時

リサイクルの森について

ごみの処理施設

ごみ固体燃料(RDF)化施設について

RDF化施設では、ごみを燃やす代わりにRDF(ごみ固体燃料)を製造しています。ここで製造したRDFは、隣接する三重ごみ固体燃料発電所で電気を生み出すエネルギー源として利用されています。

RDFの特徴

- 一般的に排出されるごみと比較して体積で1/5、重さで1/2程度になるため、保管及び輸送に適しています。
- 添加物(消石灰)を加えて成形するため悪臭、腐敗がほとんどありません。
- 三重ごみ固体燃料発電所ではRDFの発熱量が安定しているため運転管理が容易になり、安定運転ができるから燃焼による環境負荷への低減効果が見込まれます。

リサイクルプラザについて

「不燃ごみ」や「粗大ごみ」は、機械で処理・選別し資源として有効利用します。

「粗大ごみ」などの中から再利用できるものは、工房(管理棟内)で修理・リフォームすることもできます。また、ごみに関する学習のための施設もあります。

プラスチック圧縮梱包施設について

プラスチック製容器包装のリサイクルを目的に構成市町から搬入されたプラスチックごみは、機械で袋を破り、プラスチック製容器包装以外の不適物を除去し、その後、約1m角に圧縮(1/10程度)・梱包し、再生工場へ搬出されリサイクルされます。

アクセス案内

●住所 三重県桑名市多度町力尾
●TEL 0594-31-8880



一時多量ごみの搬入方法

家庭からの一時多量ごみなどについては、この冊子を参考に分別してから、リサイクルの森（桑名広域清掃事業組合）に直接搬入してください。

利用時間及び休日

- 利用時間 午前9時から午後4時まで
- 休 日 土曜日及び日曜日
- 年末年始の休みについては、当組合または町の広報にて確認してください。

処理手数料

(ごみの正味重量が)	
100kg以下のとき	2,000円
100kgを超えるとき	10kg当たり 200円

搬入するときのごみの分け方

分別区分	主な品目	搬入時の置き場所
紙類(資源ごみ)	新聞	リサイクルプラザ (資源ごみ置き場)
	雑誌	
	段ボール	
	紙パック	
びん類(資源ごみ)	飲料用びん・食用びん	
缶類(資源ごみ)	スチール缶・アルミ缶	
布類(資源ごみ)	衣類など	
可燃ごみ	生ごみ、紙くず	ごみ固化燃料化施設(ごみピット)
不燃ごみ	金属、ガラス、陶磁器、ポリタンクなど	リサイクルプラザ(ごみ貯留場)
粗大ごみ	木くず、木製品	リサイクルプラザ(可燃性粗大ごみ置き場)
	プラスチック製品	リサイクルプラザ(ごみ貯留場)
	ガスコンロ、ストーブ、自転車、その他金属製品など	リサイクルプラザ(ごみ貯留場)
	ふとん、じゅうたん、ソファー、シート、かばん	リサイクルプラザ(その他粗大ごみ置き場)
	テープ類	リサイクルプラザ(ごみ貯留場)
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装(ペットボトルを除く)	プラスチック圧縮梱包施設(受入ヤード)
搬入できないごみ	家電4品目、パソコン、危険物、処理不適物、産業廃棄物など 詳しくは、25ページを参照してください。	